

NAFTA

京都大学大学院法学研究科博士課程 小林 友彦

なりたちと特色

北米自由貿易協定（以下、NAFTA）は、貿易に関わる幅広い事項を規律し、履行確保制度も備えた国際法体制である。

一九九〇年にアメリカとメキシコが米加自由貿易協定（一九八七年締結）を発展させる構想を打ち上げた後、カナダも参加して交渉が進み、九二年にこの三カ国を締約国として締結され、九四年に発効した。

発効後五年ですでに北米域内の貿易額が七五%増大したといわれ、投資額も大幅に伸びている。さら

に今日では世界経済にも大きな影響を及ぼしている¹。他方で、いまだ十全に機能していない点も少なくなく、また、三カ国とも加盟しているWTO（世界貿易機関）体制との整合性も問題となる。

ともあれ、先進国と途上国の両方が参加した包括的な地域貿易協定であると同時に、貿易自由化のみを目的とした協定ではないという点は注目に値する。北米環境協力協定（NAAEC）および北米労働協力協定（NAALC）という附属協定と合わせて、複合的な法体制を形づくっているのである²。

複雑な規律内容

NAFTAの条文は八つの部からなり、総則と雑則の間に、物品貿易（第二部）、貿易の技術的障害（第三部）、政府調達（第四部）、投資・サービス・競争政策等（第五部）、知的財産権（第六部）、国内行政制度・政府間制度（第七部）に関する規定が置かれている³。

特徴的な点として、まず総則において、WTO体制との整合性について問題を残している。ガット第二四条に基づく地域貿易協定だと明記された一方で、ガットを含む他の条約がNAFTAと抵触する場合にNAFTAが優先すると規定されているためである。

原則として、内国民待遇・最恵国待遇や市場アクセスの確保が義務づけられる。ただしエネルギー（第六章）や農業（第七章）の分野では、締約国の事情に応じて適用除外がある。原産地規則も複雑であり（第四章）、特に繊維や家電などが北米産とみなされるための条件は厳しい。

投資に関しては、一定の範囲で、

域外からの投資であつても内国民待遇や最恵国待遇を享受できる。パフォーマンス要求も禁止される。

後述するように、投資受入国との間の紛争処理にあたっては投資家が主体的に参加しうる。

サービス貿易についても原則として内国民待遇と最恵国待遇が保障されるが、メキシコについては多くの除外規定がある（第二章）。電気通信（第一章三章）も自由化されたが、標準化については他の多数国間の枠組みに委ねられた。金融サービスも開放されることとが約束された（第四章）。

知的財産権については、既存の多数国間条約を越える高度の保護が与えられる（第七章）。

また、NAALCは、生産性の向上と労働条件の向上の両方を目的として、締約国間の協力を推進する協定である。労働者保護水準の向上、政府による遵守確保、司法手続きの保障が義務づけられる。協定の履行確保のために国内行政制度が果たす役割を重視している。NAAECは、環境保護と貿易促進との調和によって持続的発展を達成することを目的として、各締約国がとるべき措置を具体的に

規定する。こちらは非国家主体の参加を含む国際的な履行確保を重視している。

NAFTAがEUと大きく異なるのは、労働・資本移動の自由化や共通の経済・社会政策についての規律が無い点である。というのも、メキシコは北米市場への参入には乗り気だが、外国投資の増大には消極的だった。アメリカも北米市場の自由化・安定化は望んだ一方で、安価な労働力の流入は避けたかった。カナダはNAFTA構想に消極的で、共通政策や労働自由化には抵抗があった。三者三様の利害が、複雑な規律となって表れているのである。

多彩な運営組織

締約国の権利義務のみならず、履行確保の制度も多様である。

自由貿易委員会(FTC)はNAFTA全体の意思決定機関であり、紛争処理にも中心的な役割を果たす。紛争処理手続きの一般規定はNAFTA第二〇章にあり、協議前置主義をとりつつ、手続きの段階ごとに期限を設けて迅速な解決ができるよう図られている。

紛争当事国はまず協議を行い、さらにFTCで検討されても三十日以内に解決されなかった場合に、仲裁パネルが設置され、百二十日以内に最終報告が出される。法的拘束力はないものの、履行しなければ対抗的措置が認められる。

その他、緊急措置(セーフガード)については第八章、金融サービスについては第十四章、反ダンピング・相殺関税については第九章に、紛争処理手続きの特則が置かれている。投資紛争に関しては、NAFTA第五部の中の第一章に規定があり、投資紛争解決国際センター(ICSID)または国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の手続きを利用して、投資家たる私人が当事者として投資受入国との間の仲裁手続きを進行できる。また、環境か労働に関する紛争の処理は、それぞれNAAECとNAALCに定める手続きに従う。NAAECでは、仲裁裁定の不履行に対しては課徴金が科され、それでも履行しない場合に対抗的措置が認められる。このように、分野ごとに手続きは区々になるが、たとえば労働関係紛争の処理にあたる仲裁パネル

委員は労働法専門家から選ばれるなど、専門的な知見が生かされる仕組みになっている。これまでの実行においても、具体的な紛争処理の過程を通して、NAFTA法が発展させられている。

NAALC実施機関たる労働協力委員会(CLC)も、閣僚評議会と事務局を持つ。閣僚会合で判断しかねた事項は、ILOと協議しつつ選定された専門家諮問委員会(ECE)に諮られる。とはいえ違反に対して救済を行う機能は不十分である。

環境協力委員会(CEC)の方は、公的諮問共同委員会(JPAC)などの下部機関を通して、NAFTA枠内の組織の中で最も活発に機能していると言われる。

さらに、米墨間の環境・開発問題については、国境環境協力委員会(BECC)と北米開発銀行(NADB)も設けられている。

影響と展望

このようにNAFTAは、多様な利害と背景を持つ国々に包括的な規律を課し、おおむね実効的に遵守させている好例である。

さらに、チリの加入交渉が進んでおり、韓国等の加入も取りざたされたことがあるなど、地理的な限定性は薄まっている。また、一昨年にメキシコとEUの間の自由貿易協定が発効し、我が国もメキシコとの自由貿易協定の締結に前向きな状況にある。FTAA(米州自由貿易地域)構想にもNAFTAの経験が反映されるだろう。それゆえ、我が国の企業が今後アジアや米州諸国で貿易・投資を展開する際にも、NAFTAに対する目配りを欠かさないことがいっそう重要となってくるだろう。

* * *

1 参照、谷浦妙子(編)『NAFTAとアジア経済』(一九九六年)、福島栄一(監)『NAFTAと日本企業への影響』(一九九五年)。

2 中川淳司、「貿易・投資の自由化と環境保護」、『社会科学研究』四八巻六号(一九九七年)、四頁。

3 日本貿易振興会(編)『NAFTAを読む』(一九九三年)。